**「美祢市道の駅みとう」及び「美祢市美東都市と農村交流の館」**

資料8

**指定管理業務仕様書**

**１　趣旨**

本仕様書は、道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

**２　道の駅みとう業務**

**（１）飲食提供業務（レストラン古那）**

　ア　飲食提供施設は、常に整理整頓し、清潔な状態を維持し、利用者に不快感を与えないように努めなければならない。

　イ　指定管理者は、食材及び仕入等を自らの責任において決定することができる。ただし、地元産の食材を積極的かつ優先的に使用するよう配慮すること。

　ウ　指定管理者は、レストランメニュー及び価格を設定することができる。ただし、利用者ニーズを踏まえたメニューを用意するよう努めること。価格については、市場価格及び利用者のニーズを勘案した適正な価格としなければならない。

エ　指定管理者は、市内六次産品（ミネコレを含む）を積極的に取り扱うこととする。

　オ　指定管理者は、第三者に飲食提供業務を委託することができない。

　カ　自動販売機の設置は、すべて指定管理者の責任及び経費において行うものとする。

**３　美東都市と農村交流の館業務**

**（１）物品販売業務（特産品センター）**

　ア　指定管理者は、販売商品の選択及び仕入れ等を自らの責任において決定することができる。ただし、地元産品の普及に努めるため、地元の農産物及び特産品を積極的かつ優先的に取り扱うよう配慮すること。

　イ　指定管理者は、市内六次産品（ミネコレを含む）を積極的に取り扱うこととする。

　ウ　指定管理者は、販売商品の価格を設定することができる。ただし、市場価格及び利用者のニーズを勘案した適正な価格としなければならない。

　エ　指定管理者は、施設の設置目的に適合した事業の展開を行うため、市内の地域の活力や魅力を高めている意欲的な地元団体等と積極的な連携を図り、地域の実情に即した業務を行うよう努めなければならない。

オ　自動販売機の設置は、すべて指定管理者の責任及び経費において行うものとする。

**（２）地域情報提供業務**

　ア　来訪者及び電話等による問い合わせに対する観光等に関する案内をすること。

　イ　観光等に関する情報の収集および提供をすること。

　ウ　観光等に関するパンフレット等の収集、配置、配布及び更新を行うこと。ただし、市が作成するパンフレット等については、市が指定管理者へ提供するものとする。

**（３）トイレ、駐車場及びその周辺清掃業務（別添協定書参照）**

　ア　トイレの備品の確認・補充及び塵芥の除去を行うこと。

　イ　施設内・施設外のごみの除去を行うこと。

**（４）大田川河川公園管理業務（別添管理委託契約書参照）**

　ア　河川公園の美化清掃活動を行うこと。

　イ　遊具の維持管理を行うこと。

**（５）利用者の意向調査**

　ア　利用者の意見を把握し、反映されるようにすること。

　イ　利用者からの苦情に対応できる体制にすること。

**４**　**共通業務**

**（１）修繕業務**

**①　応急的な修繕**

　ア　施設内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行うこと。

　イ　前記の結果をもとに、指定管理者は早急に修繕を行うこと。

　ウ　修繕を行う場合は、費用が5万円未満の修繕については指定管理者が、5万円以上の修繕については市が、それぞれ費用を負担する。ただし、5万円以上の修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ市と協議すること。

**②　計画的な改修**

　　　指定管理者は、施設内における施設・設備等の老朽化等により対策が必要なもののうち、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な改修で対応可能なものについては、市が別途指示する必要改修項目、改修内容、修繕方法、必要金額、優先順位を整理し、市に報告すること。

**（２）備品管理業務**

　ア　道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館の管理運営業務で使用する備品のうち、市が所有するものについては、市が指定管理者に無償で貸与する。

　イ　備品を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担とする。

**（３）市及び指定管理者の協議・連携**

**①　協議・調整**

　　　指定管理者は、事業計画等の提案内容等、市と調整又は協議を行うこと。

**②　要請協力**

　ア　市から、施設における管理運営業務の実施状況及び施設の管理状況等に関する調査又は作業の指示があった場合は、指定管理者は迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

　イ　その他、指定管理者は、市が実施する事業に対して積極的に参加・協力すること。

**（４）自主事業実施業務**

**①　自主事業**

ア指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

　イ　自主事業を実施する場合は、事前に市に業務計画書を提出し、承認を経てから実施すること。ただし、自主事業の実施中であっても、自主事業が本来の施設運営に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

**（６）法令遵守**

道の駅みとう及び美東都市と農村交流の館の管理運営にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

　　　指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

**注意事項**

（１）公の施設であることを常に念頭におき、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。

（２）個人情報の保護のため、「個人情報の保護に関する法律」の遵守について、社員に周知徹底させること。

（３）緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、社員を指導するとともに、事故・災害等が発生した場合には、速やかに応急処置を講じること。

（４）社員が通勤に自家用車を利用し、施設敷地内に駐車する場合は施設利用者の利用に配慮した場所に駐車すること。

（５）指定管理者は、美祢市情報公開条例の規定により、施設の管理を行う文書については、公開の対象となる。